

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」

（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）に反対する会長声明

1 はじめに

2013年（平成25年）12月、超党派で組織する国際観光産業振興議員連盟（通称「IR議連」）に所属する有志議員によって、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（以下、「カジノ解禁推進法案」という。）が国会に提出され、第186回通常国会にて審議入りされた。法案は本年9月29日招集の第187回臨時国会でも継続して審議されている。報道によれば、カジノ解禁を推進する議員らはこの臨時国会での同法案成立をめざしているとされる。

一方で、朝日新聞社が本年10月4、5日に実施した世論調査では、59%がカジノ解禁推進法案に反対であり、賛成は30%にとどまっている。国民の中には、カジノ導入への懸念が根強い。そのため日本人の利用について、入場制限や入場料徴収などの条件付きで認める方針との報道もある。しかし、以下で述べるカジノの重大かつ深刻な弊害の多くは、外国人にも生じるものであるから、国籍を問わず一律に禁止すべきである。なお、2010年にカジノが解禁されたシンガポールでの日本弁護士連合会による調査（本年8月25日から27日）によれば、自国民への入場料、入場制限は依存症対策などとしては機能していないと言わざるを得ない、とされる。

2 カジノ解禁推進法案の問題点

カジノ解禁推進法案は、第1条で「特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うこと」を目的とすると定めている。推進派からは、カジノには観光振興、地域振興、産業振興に資するなどの経済的効果があると期待されている。しかし、カジノ解禁推進法案には、以下に

述べるとおり重大かつ深刻な問題があり、法案10条（カジノ施設の設置及び運営に関する規則）も掲げているところであるが、その方策は何ら具体的ではない。これらは、推進派が言うような対策で防ぐことができるものではない。

（1）カジノは「賭博」である

そもそもカジノは刑法が禁じている「賭博」に該当する。カジノ解禁推進法案は、本来は賭博に該当するカジノについて、一定の条件の下に設置を認めるために必要な措置を講じるものである。

刑法が賭博を禁じている主な趣旨は、「勤労その他正当な原因によらず、単なる偶然の事情により財物を獲得しようとして他人と相争うものであり、国民の射幸心を助長し、勤労の美風を害するばかりでなく、副次的な犯罪を誘発し、さらに国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれがあることから、これを社会の風俗を害する行為として処罰すること」にある（第186回国会での政府委員の答弁）。カジノを解禁することは、刑事罰をもって賭博行為を禁止してきた立法趣旨を損なうものである。経済的効果によりカジノが正当化されることはない。

（2）ギャンブル依存症の拡大のおそれ

カジノの解禁は、病的賭博（ギャンブル依存症）の患者を大きく増加させるおそれがある。ギャンブル依存症とは、ギャンブルへの衝動を抑制できず、経済的、社会的、精神的問題が生じているにもかかわらず、やめることができない病気である。世界保健機関（WHO）が精神疾患と定義しており、その対策と治療・回復のための社会的基盤づくりが世界的にも大きな課題となっている。気づきや治療により回復は可能であるが、根治は難しく、再発しやすい病気であり、うつ病以上に自殺傾向が高いという研究結果もある。

実質的ギャンブルであるパチンコ産業（最近、課税の適正化から換金行為を合法化しようという動きがある）が存在する日本は、世界に例のないギャンブル大国である。パチンコによるギャンブル依存者は、成人の4.8%、約536万人と推定される（厚生労働省調査）。諸外国が1%前後に過ぎない中で世

界的にみても日本の数値は群を抜いている。しかしその一方で、患者への適切な治療や支援は進んでいない。ギャンブル依存症は、患者本人だけでなく配偶者やその家族にも深刻な影響を及ぼす。必要なのは、ギャンブル依存症の患者を新たに発生させないための取り組みである。賭博であるカジノは、ギャンブル依存症患者を増大させる。絶対に合法化するべきではない。

(3) 多重債務者増加のおそれ

2006年の貸金業法改正などの対策によって、多重債務者は近年激減した。しかし、カジノの解禁によって、多重債務者が再び増加するおそれがある。カジノは、賭博である。賭けるための金員を借金で調達し、さらに賭けに及んでしまうことは容易に予想できる。カジノの解禁は、多重債務者対策に逆行するものであり、多重債務者を再び増加させるおそれが大きい。

(4) 青少年への悪影響の懸念

カジノ解禁推進法案で想定されているカジノは、「統合型リゾート（IR方式）」と呼ばれるものである。IR（Integrated Resort）方式では、レクリエーション施設など様々な施設とカジノが一体となっている。そのため例えば家族での旅行先に賭博場が存在するという環境が生じる。賭博は、経済的破綻、多重債務、家庭の崩壊、失職、更には追い込まれての横領・窃盗などの犯罪、自死と、人を破滅に導く恐れの高いものである。これが青少年の健全育成という観点から、大きな問題を有するのは明かである。

(5) 民営企業による運営に関する問題

以上述べたカジノの弊害は、日本にある競馬・競輪・競艇などの公営ギャンブルにもあてはまるものである。ところで、日本の公営ギャンブルでは、収益（顧客の負け金から配当を減じたものであり、「胴元」の利益である）は社会に還元される。一方で、カジノ解禁推進法案が想定しているカジノは、民間企業が直接、施工・開発・運営する完全な民営である。そこでは、売上の一定率を納付金として国に納付することとされているが、その利益はカジノを運営する民間会社が取得する。この点で公営ギャンブルとは大きく異なる。

また、民間企業が運営するカジノでは、不正行為の防止や、運営に伴う有害な影響の排除といった措置をとって公共の信頼を担保するということは、極めて困難といわざるを得ない。

(6) 経済効果に関する問題

カジノを推進する立場は、その経済的効果を強調している。しかし、カジノは地域経済を再生しない。実際に米国では、カジノ依存の地域経済の崩壊が次々と顕在化している。その理由は、カジノがギャンブラーの金を収奪するだけで、人々の暮らしを豊にするものは何も生み出さない非生産的な営みだからである。逆に、ギャンブル依存による経済的損失は莫大な金額となる。また、カジノを中核とした統合型リゾートが大きな利益を挙げたところで、当該施設を運営する民間企業の利益となるだけである。

カジノの収益増大は、周辺地域からの購買力を吸収した結果である。そのため米国では、カジノは、周辺地域での売上減少や倒産増大による雇用減少、そして税収の減少というカニバリゼーション（cannibalization・共食い）を発生させることが広く認識されている。「地域経済の振興に寄与」するのではなく、むしろ地域経済を衰退させていく可能性が高い。これらマイナス面を考えると、カジノ解禁による収益は、総合的に見て経済の活性化には資さないと考える。

3 まとめ

以上のとおり、カジノ解禁推進法案が成立すれば、刑事罰をもって賭博を禁止してきた立法趣旨が損なわれ、様々な弊害をもたらすことが大いに懸念される。これら弊害を対策により防ぐことは難しい。経済の活性化にも資さない。

よって、当会は、カジノ解禁推進法案に強く反対し、本法案の廃案を求めるものである。

2014年（平成26年）10月16日

群馬弁護士会

会長 足立進